

第百五十六回 参議院財政金融委員会會議録第二号

平成十五年三月二十日(木曜日)

午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 柳田 稔君
理事 入澤 肇君
尾辻 秀久君
林 芳正君
円 より子君
浜田卓二郎君

委員 佐藤 泰三君
清水 達雄君
田村耕太郎君
中島 啓雄君
溝手 顕正君
森山 裕君
若林 正俊君
大塚 耕平君
勝木 健司君
櫻井 充君
峰崎 直樹君
池田 幹幸君
平野 達男君
大瀧 絹子君
椎名 素夫君

国務大臣 財務大臣 塩川正十郎君
国務大臣 (金融担当大臣) 竹中 平蔵君
国務大臣 (経済財政政策担当大臣)
副大臣 内閣府副大臣 伊藤 達也君

財務副大臣 小林 興起君
国土交通副大臣 中馬 弘毅君
大臣政務官 厚生労働大臣政務官 渡辺 具能君
事務局側 常任委員会専門員 石田 祐幸君

政府参考人 金融庁監督局長 五味 廣文君
参考人 金融保険機構理事長 松田 昇君
預金保険機構理事長 昇君

本日の會議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○財政及び金融等に関する調査
○財政政策等の基本施策に関する件
(金融行政に関する件)
○平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として金融庁監督局長五味廣文君外三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、参考人として日本銀行理事白川方明君外一名の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(柳田稔君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○峰崎直樹君 民主党・新緑風會の峰崎でございます。今日は当初八十七分程度ということだったんですが、イラク問題、いづんだんことがあるか分からないということなので、少し短くなりましたので端的に、また答弁の方もひとつ端的にお願いしたいと思っております。
実は前回、予算委員会で大変失礼をいたしましたので、今日も預金保険機構の理事長来ておられますので、また同じことを繰り返してはいけないうので、そのときの質問をちよつと先にやらせていただいて、その質問が終わりましたら預金保険機構の理事長さんはよろしうございまして、まずおわびを申し上げながら質問をさせていただきます。実は、この委員会でも大問題になりました、RCCに、預金保険機構に時価で買わせるようになる前と、以前の価格買取りの段階とで買入れ価格

はどう変化をしたのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○参考人(松田昇君) お答えいたします。

先生御案内のとおりでございますけれども、この買取り価格の算定は当預金保険機構が決定いたしました。そのときに、外部の有識者による買取価格審査会に諮問した上で定めた上で内閣総理大臣の承認を得て買取りを実施しているという仕組みになっております。

お尋ねの、改正法が施行前です。平成十一年の四月から十三年の十二月までにおきましては、債権元本で合計で一兆七百六十八億円を、買取り価格合計三百九十三億円で買取りました。三・七％の比率ということになります。改正法が施行後、つまり平成十四年の一月から十四年の十二月まででございますけれども、債権元本合計で一兆一千九百四十四億円を、買取り価格合計で一千四百五十五億円で買取りしております。一・八％ということになっておまして、この比率だけから見ますと三・二倍に上がっていると、こういう実情でございます。

○峰崎直樹君 いわゆる三・七％から一・一％に上がったというのは、これはある意味では買取り価格の算定が非常に甘くなるんじゃないかと、こういうふうなふうに私には想定していたんですが、そういうふうな理解してよろしいものだろうか、その点いかがですか。

○参考人(松田昇君) それが上昇しましたのは二つの要因があると考えております。しかも複合的に絡んでいると思っております。一つは、以前の買取りは、国会の審議等ございまして、時価よりも更に低い価格ということで厳格な、そういう意味での固めの買取りをしておりました。ところが、施行後は時価で買取りということになりましたので、その価格算定面からの影響が一つございま

す。もう一つは、時価で買い取れることになりまして、従来はいわゆるボナス債権といってほとんど無剰余の債権が主だったんですが、企業再生の候補になる案件、それから破綻懸念先の債権、そういうものがどんどん入ってまいりましたので、買い取る債権の質も変わってきていると。

この二つが複合的に重なってこういう事実になっておりまして、価格につきましては、先ほど申し上げました仕組みの中で適正に算定をして決定をしていると、このように承知しております。

○峰崎直樹君 そうすると、これはもう二次ロスはこのことから出てこないというふうに見てよろしいですか。

○参考人(松田昇君) 最終的に回収は数年にわたってやりますので、最終段階になりませんと分かりますが、少なくとも現段階ではこの五十三条買取りにつきましても回収益が出ておりまして、現在のところは二次ロスの心配はないと、こういう状況でございます。

○峰崎直樹君 一度また預金保険機構のそういうBSなりあるいは損益計算書を出していただきたいと思うんですが、そのRCCの維持運営にかかる費用が、特に弁護士さんとかかなり専門職を雇っておられるので相当やはり、今、五年六年というふうにおっしゃっていただけると、その維持費用というのは一年間で大体どのぐらい掛かっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○参考人(松田昇君) RCC全体でございますけれども、普通の通常の経費は大体六千五百三十九億円掛かっております。通常の収益が五千六百五十八億円でございまして、差引き八百八十億円が、これは十三年度決算でございますけれども、欠損になっております。

たつたといつて納付してもらうやつが二千三十八億円含まれております。したがって、もしそれを除外いたしますと、一千百億円以上の黒字ということになっております。

○峰崎直樹君 また詳しく聞きたいと思いますが、最後に、昨日衆議院をいわゆる産業再生機構法案が通ったようであります。一部修正されたり、ある意味では附帯決議も付いておりますけれども、これから参議院でまた議論するわけでありませんが、あの産業再生機構というのが、私どもはせっかくRCCに再生機能を付加しようというふうになっているときに、また同じようなものができてくるということについて、この機構に対してRCCの立場からはどのように見ておられるのか。社長さんには是非その見解をお聞きしてこの私の質問を終わりたいと思っておりますので、あとは委員長のお計らいで退席していただいて結構でございます。

○参考人(松田昇君) 仕組み自体が基本的に異なっておりますスキームの中でこれからやるわけでございますので、RCCは原則として破綻懸念先以下の債権を健全銀行等から買い取るということになっております。産業再生機構は、要管理先に分類されている企業のうちで、主としてメーバンク、企業間で再建計画が合意されつつあるなどの理由によって再生可能と判断される企業の債権を原則として非メーバンクの金融機関から買い取るということになっておりますので、買取り先、それから買い取る債権の内容、それは基本的に違っているものだと思っております。

したがって、私どもとしては、破綻銀行あるいは破綻金融機関あるいは健全金融機関から買い取りました不良債権の中で、金融再生法の改正にもございましたように、できる限り再生可能なものは再生に努めるという精神でこれかもやってまいります。産業再生機構とはすみ分けがその辺でできるのではないかと、このように考えております。

○峰崎直樹君 どうもありがとうございました。

またいろいろとこれからの再生、是非努力をしていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

さて、時間もありませんが、ちょっと塩川財務大臣、私も最近ようやくインターネットといいますが、私も最近よくインターネットといいますが、御自身の発言ですから、株価の問題についてこうおっしゃっているんですね。冒頭いろいろあつて、百十二件の、三月十四日というのが法案の提出締切りだったから、今度の国会で百十二件出ていると、これは多いというふうなことをおっしゃっていて、何でも法律化しちゃうと。法律化してしまうから何にも動けなくなっちゃうと。自分でぐるぐる巻きに縛ってしまつておるんだからと。その後にはこうおっしゃっているんですね。ですから、今度のこういう株価の対策なんかについても、何一つ、あつち渡つてこつち渡つて、法律でぶつかつて、何にも手が出ないという、そういうことになつてしまつておるんですね、こういうお話なんですよ。

今度のこういう株価の対策なんかについても何一つと、あつち渡つてこつち渡つて何にもできぬのだと、こうおっしゃっているんですね。そういう発言をなさつたのかどうか、まずその真意みたいなものを。そして、後ろの方にも、何も手が出せないようになっていまして、証券取引所の取引に対してです。こういう発言をなさっていることについては、どういう意図で発言されたのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正太郎君) 私は、この自由主義経済というのは、余りにも個々の取引とかあるいは経済活動を規制とかあるいは規則で縛るといふことは良くないと、健全な発達にはならないという考えを基本的に私個人として持っております。

現在の証券取引所のやることを見てみますと、私はアメリカやヨーロッパのこと余り知りませんけれども、ああいう国々は取引は割とおおらかにやらせておつて、それでその取引の中心について倫理観に合うかどうかということ厳しくする。例えば、エンロンの問題がございましたし、ワールドコムの問題もございました。ああいう悪いことに対しては徹底的に処理して、また法律を直していくということをやっておりますが、要するに監視と評価を重点に置いておりますが、日本の経済関係を見てみますと、監視だとか評価だとかいうことは二の次三の次であつて、まず法律とか規則でこうしてはいかぬああしてはいかぬということ、縛ることを重点にやつておる。そういうことが市場の健全な発展をある程度縛つてきておるんじゃないかという感じで私は思つております。

したがって、これからの経済取引というものは、できるだけそういう規制を緩和しておおらかに取引をさす、しかしながらそれが、その行為が、個々の行為が倫理観にもとまるものであるとか、あるいは市場の攪乱につながるものか、あるいは不正な取引であるというときには厳しく指導するといふ、そういう方向にだんだん持つていくべきじゃないかという意味を込めまして私は言つたんでござい

ざいまして、最近の株式取引の状況を見ると、私もいろいろと個々について聞きますと、いや、それはもう法律でこうなっていますからできませんねんとか、いや、それは規則でこうなんですと、いつて言われるものですか、そんなに厳しいのかなという感じを持っておりまして、これは言っておくことは、行政の責任者というよりも、要するに私は個人としての政治家としての発言であるということでございます。

○峰崎直樹君 問題は株価対策ということで、今政府が何か株価対策としてできることというのはどんなことが考えられていたんでしょうか。それがなぜ、どんな規則やどんな法律が縛られているんでしょうか。

ちよつとこれを読んでいて、後で金融担当大臣にもお聞きしたいと思いますが、政府は株価対策をやるうとした場合にと、こうなんですよ。

ちよつと政府がP K Oをやるうという方法のことを考えて、何か手段のことを考えているのか、何がぐるぐる縛られているのかという、これちよつと具体的に、どんなことで日本の株式市場は要するに市場のルールがきちんとおかないんだと、何が問題だとおっしゃっているんですか、政府の。

○国務大臣(塩川正十郎君) 非常に個人的なこと

でございますけれども、例えば、政治家は株買うたらいかぬと、こういうことですね、一般の人はいいんだらうけれども、何といいますが、内部事情に通じておるからそれはいかぬとかということでございますけれども、そんなことは、私は余り、その個人の倫理観に任せばいいことであって、そういうことも一例に取ったらそうですし、また、この売買につきましても時間の制限とかいろいろな細かい規定があるようございまして、私はその規定一々知りませんけれども、そういうことがやっぱ売買に非常に規制している。

ですから、その抜け道を抜くようというのは、これは商人は皆抜け道よく考えますから、ですからこういふところにすぎがあるということをは

うまく使っていくということ、これは一つの商売だと思えますけれども、それが逆に言うたら市場を攪乱しているようなことも多々あるんじゃないかなと思ったりもいたします。

ですから、この規制ということは非常に難しいことで、私はさっきも言いましたように、経済の取引は倫理観に任せて、倫理にそぐわないものは監視と評価でこれを規制するということがいいということの考えであります。

○峰崎直樹君 どうもおっしゃっていたやつは、株価のその市場のメカニズムの問題についてそれほど根本的な問題とは思えないんですよ。閣僚の皆さん方は、たしか株は恐らく全部信託にしないかぬとか、それルール決まっていますし、株を保有してはいけないという、たしか、いや、国会議員がですよ、そのこと自身はたしか私はなかったような気がするんですよ。

ですから、今、小林さん、ちよつと手を挙げ掛かっています、今おっしゃられたようなことと、これは、私は余り、何といふのか、根本的なことじゃないんじゃないかなと。それよりも私が問題にしたいのは、株価対策ということ政府自身が、財政の担当大臣が株価に対する対策を打たないかぬと。

お手元に今、これ前田昌孝さんという人が一番新しい「こんな株式市場に誰がした」と、日本経済新聞社から出ている資料ですけども、ちよつとコピーしたのどこのページにあるかというの、はすぐ下に四十一ページというのが載っていますけれども、これずっと決算期ごとに三ヶ月とか九ヶ月とか決算がありました。去年の三月にも空売

り規制の強化でE T Fの解禁だとかいろいろな株式の問題について打たれているわけですけども、今まで政府のやってきた特に株価対策と称するものというのは、本当にじゃこれ効果があったのかないかふうに言う、全く効果が上がってきたていないんじゃないかなという気がするんですよ。ですから、やはりさっき、考えていることはそ

う大きな違いのないかもしれないんですが、私は、大臣がこんなふうにして株価対策で手が出せないとか政府は法律でがんじがらめになっているんだとかと、いろいろおっしゃっていますよね。これについて、こういう発想そのものを私はもう根本的にちよつと変えてもらう必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですよ、少しも御意見があれば。

○国務大臣(塩川正十郎君) だけれども、一般の人はそういうことは認識がなくて、政府は株価対策をやれ、公的資金を導入しろ、いろんなことをおっしゃいます。これは私は市民の声としてもつともだと思ひまして、私も研究しましたら、一切できません。

例えば、そういうことは全部規制で、あるいは委員会で今日決めたこれしかできないんだということでございますから、そういうことでは、できるのは金融緩和ぐらいしかできないということですね。その他いろんな、例えば売買規制をどうするとかいうことがございしますけれども、しかし、それ皆ルールとか法律でそういうことをされておると、こういうことの実態を見ましたら、実際に株価対策、それじゃ口で株価対策をやれとおっしゃるけれども、こういうことをやったらどうだということのアイデアは出てこないという、いかに難しいかということも私はこれまで認識してもらいたいと思っております。それをやろうとしましても、必ず法律や規則で、できる、できぬということの問題が優先してしまつて、そこでその議論はないでしよう。

私が先ほど言いました、国会議員が株を買えないんだという、これは一般社会にとりましては、やっぱ責任ある地位の人、例えば会社の重役とかなんだとか、そういうような者もやたらいけなんだという、そういう何といひましようか、雰囲気を作つてしまつておるといふこと、これは私は非常に重要な影響があるんじゃないかと思ひます。そういう点はおおらかにやらしたらいけないんじゃないかというのが先ほど来言つてお

る、私が言っております。例えば、国会でちよつと発言しましたら、ぶわつとこれでもう一遍に動きが止まってしまうというふうなこともございしますし、私はそこらは慎重にやらなきゃならぬということでございますけれども、もう要するに、一言で言つて、おほかさというものが要だ、私はそう思います。

○峰崎直樹君 今日はこのことだけで終わろうというふうには思いません。時間がなくなるんで先に進みますが。

もう一点、これはどうしてもちよつと、これ塩川大臣、私はこの内閣が発足したときから言い続けていることがあるんです。そのことについておっしゃっているんですけれども、今、与党から政策転換をしろと大合唱だ。要するに、補正予算を組めとかこう言っている。そのことに対して、政府と与党との関係をきちつと徹底的に話し合う機会を作つたらどうだろうと。政府・与党連絡会で、あの程度で意思疎通を図れるものじゃないと思ひんだ。議院内閣制である以上は、政府と与党がもつときちつとした本当の話し合いをしていかないと、会議の形式だけあつて中身が議論されていないという会議ではいけないんじゃないかという感じがするんだ。総理に進言してみようと思ひております。何々の大合唱とか、どこで合唱しとるのか知らぬけど、音楽入りでやっているように見受けるけど、こうおっしゃっているんですよ。こういう議院内閣制の理解なんですか、塩川大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) 音楽入りでと私は言つていませんよ。

○峰崎直樹君 いや、これ書いてありますよ。

○国務大臣(塩川正十郎君) そこまでは、いや、私はそれを言つていません。

○峰崎直樹君 ああ、そう。じゃ、これ、議事録訂正した方がいいですよ。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは間違ひです。それはもうはつきり間違ひです。

そこまでは、その手前までは私、言いました。

けれども、その後ろの方の、音楽入りでというのは、そんなことは言っていない。でたらめです、それは。それは訂正しておきます。けれども、私は、趣旨、言ったことはそのとおりです。

私は、何かすべて形骸的なことで終わっている。私は今度の英国の議会を見まして、あれだけの議論をやっているというのは、私、すばらしいと思いますよ。

○峰崎直樹君 すばらしいですよ。

○国務大臣(塩川正十郎君) 本当にすばらしいと思います。

その代わり、お互いに具体案出していますね。精神論、抽象論ばかりで話をしておたつて、さつき言いましたように、もっと株価対策やれと、株価対策といったらこういうことはどうだという提案が出てこないというのを、私はそこらでやっぱり徹底的な話合いが足りないんじゃないかということなんです。

そして同時に、賛成、反対ありますから、賛成、反対あれば、ルールに従ってそのとおりやっぱり実行し、行うようにし、あるいはルールに従って、まあ不公平であつても認めるのかという、そういうことのルールがなければいかぬと思うんですが、そういういわゆる民主的な決意と行動というものについて、もっとやっぱり我々真剣に努力すべき点があるんじゃないかと思っております。

私も実は、さつきも言いましたように、政府・与党連絡会にございますけれども、本当に、何といましようか、問題点だけなんです。問題点にしましても、さつき言いましたように、もうこれだけ日本の国が法治国家になりました、あれもくそもと、もう全部が法律だの政令だの、全部それ縛ってしまつておる中でなかなか動けない。だから、政治決定をしなきゃならぬものは、だから具体的に政治家同士が話し合つて政治決定をするというのをやっつけていかなきゃいけないんじゃないかと、私はそう思っております。そういう機会が今比較的少ないのではないかというのを思ひ

まして、私は、それは世間に言っていないよ、そのことは。幹事長に私は言ったんです。そのことを、幹事長に言ったということを私は記者会見等で言つたという手順であります。

○峰崎直樹君 とにかく、じゃ、直しておいてくださいよね。とにかく、書いていますよ、これ。音楽入りでやっているように見受けるけどというふうに書いていますので、それを本当に削除したいんだつたら削除されておいた方がいいと思ひますので、ホームページ削除した方がいいと思ひますよ。

それで、なぜそういうことを言っているかという、なぜそういう与党の幹部の皆さん方を閣内に取り込まないのかということなんです。イギリスがああいうふうな堂々と論陣を張っているというの、すべてそれを閣内に取り入れながら議院内閣制を運営しているんじゃないか。二重権力状態を作っているんじゃないですか。いわゆる内閣と与党の幹事長、政調会長、総務会長と、ああいう方々をなぜ取り入れないのかということ、今、副大臣並んでおられる、政務官もおられる。

そういうときの改革というのは、正にそういうことを改革して、与党と政府は一体だ。そして、野党と政策論争を繰り広げていく。そういうことがあればこんな、さつきおっしゃつていたようなことも、何も与党があんなことを、与党としっかり話し合ひにやいかぬですよ。と、そんなのを我々が見ていると、あるいは国民が見ていると、そんなもの、一体何をやってるんだ。議院内閣制の本質にもとることを自民党はやってるんじゃないかと。こういうことを改革しなければ、日本の意思決定とか政治決定というのはなかなか国民にも分かりにくいし、目に見えないし、しかもその意思決定が遅れるんじゃないですか。そういうところの改革をしないで、ちゃんと与党の代表と内閣の代表がしっかりと議論する場は多くしなきゃ。そんなものでやっつけてくださいよというところなんです。どうですか、それは。

そういう改革をやらなから、我が日本はいつまでもたつても、議院内閣制あるいは権力がどこにあるか、こういったところで問題を起こすんじゃないですか。やがて最終的にこれ、我々議員とそれから内閣におられる官僚の皆さんの接触というのをイギリスの場合は禁止していますよ。それはそういうふうになつていくんだらうと思ひますよ。

そういう意味で、全くとつて改革に逆行するよなという、今の状態を見ていて嘆いておられるというのは私は非常に情けないんで、まあ、何を言つても駄目かもしれないんですが、塩川大臣、もし何か御意見があればちよつと言つて下さい。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、おうちの政党はそうだろうし、よく議論しておられると思ひますけれども、私は現在の与党と政府との間でそういうことが望ましいということをやつたのであつて、それが、発言が不正であるとかなんとかということとは私に對する干渉だと思ひます。

○峰崎直樹君 干渉で言っているんじゃないんです。そういう改革をしなきゃ日本の政治って一向に変わりませんよということを言っているわけですよ。それ以上言いませんが。

さて、ちよつと今ここでやり取りしてしまつたけれども、金融担当大臣、株式市場に對する、政府が何か手を打とうとしても打てないことがたくさんあるんだよねと、そういうふうには、金融担当大臣としては、そういう規制でがんじがらめになつて、日本の株価市場というのは政府が何かやろうとしても何もできないんだと、こういうお考えを持っていられませんか。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、株価に對して政府が影響を与える。つまり、直接影響を与える。もちろん、経済を活性化させて、経済を良くして、結果的に株価が上がつてほしいと、これはもう当然我々は考えるわけでありまして、今日この時点での株価に、需給関係に直接影響を与えるというよなことは、これは政府はやるべきではないと基本的に思つておりますし、先ほどから私なりにやり取りを解釈させていただきまして、そういう

ことができないように、政府がたとえ、たとえすね、やろうと思つてもできないようにルールというものはきちつと作られていて、そういうふうには私は理解をしております。

○峰崎直樹君 ということは、政府は余りそういうことをやっちゃいけないようにルールがあつていて、いや、こんなもの、ルールがあつて株価対策が全然できないんだ。これは要するに言つて逆なんですよ。私は、基本的には今の金融担当大臣の言っていることが正しいと思ひつてゐるんですが。

塩川大臣、そんな発想で株式市場に財務大臣として対峙されて、記者会見でこんなことを発言されていられるというのは、これは不的確だと思ひますね、私。どうですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それはおかしいと思ひますよ。私、さつき言っているじゃないですか。国民の声は、株価対策をやれ、公的資金を出せ、いろいろ言うているけれども、それはできないということを言っているんですよ。できますか。——じゃ、どうしてやるんですか、言つて下さい。

○峰崎直樹君 ちよつとお待ちください。そんなに激昂しなさんな。何でそんなことで怒つてゐるんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) そういう感情的なことをおっしゃるから、私は……

○峰崎直樹君 そうではないですよ、あなた。私が言っていることは、市場というのはそういう意味では、ある意味では市場の参加者によつてそれを監視したりルールは作るけれども、政府がその中に一々株価対策として介入できないようにするのが当たり前じゃないですかと言ふのに、それをあなたは、国民は株価対策求めているから、それに対して私が何もできないじゃないですかというの、それはおかしいじゃないですかと言つてゐるんですよ。そのときにはそういう……

○国務大臣(塩川正十郎君) 当たり前じゃないですか。

○峰崎直樹君 ちよつと待ちなさいよ、あなた。

我々なりの表明をするとか、そういうものの集積がいわゆる、いわゆる株式市場に対する規制、市場監視の強化ということになっているというふう

に思っております。
また、需給がうまく働くように、逆に緩和をする場合もあるわけです。これは先般のあの六項目の中に一つ入っておりますが、例えば自己株というものは、その自己株を余りに自由にやらせると、むしろ市場の価格がゆがむのではないかと懸念があつて今まで制限をしております。しかし、今日のように非常にむしろ相場が荒れてくると、これは低過ぎるという場合は自己株をむしろ買ってもらった方がいいのではないだろうか、そういったことに対しては、規制の緩和をむしろしております。

その意味では、これは検証するのは難しいわけですが、それでも、市場が非常に乱高下して荒れるような場合に関しては、それなりのやはり効果をこれまでも持ってきたのではないかとこのように思っております。

○峰崎直樹君 それで、株式市場のその量的な広がりとはいいますか、一日の取引高だとかそういったものはこの去年の三月以来どうなっていますか。少し縮小してきているんじゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと量についての質問いたしていますが、済みません。数字が出たらまた御報告いたしますが、基本的には不確実性が高まっているということ、これまでの重要な株式市場でのプレーヤーである機関投資家、具体的には生保でありますし、一部銀行であります。そういうところのバランスシートが傷んでいるという中で、やはり非常にこの商いが薄くなっているというのが一つの傾向だと認識しております。

実は、商いが薄くなるからこそ、ちよつとした一つの動きで相場が乱高下するというような、そういうような不安定性を持っております。だからこそそのルールをきちんと守ってもらうと、そういう市場監視をする必要性が高まっているとい

うふうに思っているわけです。

○峰崎直樹君 まだ量的な問題とかこれから考えなきや、たくさんあるんですが、それ以外の点でちよつと金融担当大臣にお伺いしますが、例えばこれ、銀行等保有株式取得機構発足と書いてありますね。これも去年の三月にやりました。ちよつと見ると、銀行救済策のところに、日銀が同じようなことをやっただけで、二兆円を限度にしてやるという。それは仕組みもちよつと、考え方もまた違うといえは違うんですが、要するにそれで銀行等保有株式取得機構は発足をしたけれども、この間買った金額というのは、後で数字が分かれば教えてほしいんですが、どのぐらいまで行きましたですか、このいわゆる株式取得というのは。ほとんど機能していないんじゃないんですか。どうですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはもう正確な数字は後で御報告させていただきますが、二千億強であつたというふうに思っております。日銀の方は九千億ぐらいだということに聞いておりますので、そういう数字になっております。

○峰崎直樹君 要するに私は何が言いたいかって、もう余り詳しくは言いません。

金庫株の問題とかあるいは自社株解禁の問題、またこれ今回出されてはいますけどもこの間の、株価対策という表現ではない、いわゆる株式市場と申し上げていいと思うんですが、あるいは大きく資本市場と言つてもいいんですが、どうも、その資本市場に対する対策というのがどうも、打ち出すはいいけれども、これは与党が先行して打ち出したものもあるし内閣が打ち出したものがあるけれども、それが半年や一年たつてみると、あれ何のために作つたのかないという。

だから、RRCが例えば再生機能を強化しようということをやっている。今度も、今、産業再生機構を作ろうとしている。いや、ちよつと、例えば買い取る対象が違ふんですよとかメーンと非メーンの関係を整理するんですよとか、そういうやり方はもちろんあるのは分かっていますが、し

かしどうも、この政府のやつて、これまでやつてこられたこういう対策というのは、小手先ですつと来たために、半年や一年たつてみると、いや、実はあれはやつたけれども何の効果もなかったわなと、こういうものの何の連続だったんではないかという気がしてならないんですけれども、担当大臣、どうでしょうか、金融担当大臣。

○国務大臣(竹中平蔵君) いろんな政策を取つてきておりますので、それぞれについてやはり評価も少し違ふのではないかと思います。

先ほどから申し上げていますように、本来でしたら市場の、非常に厚みのある市場の中で多くの売手と多くの買手がいてしかるべき価格に安定していくものが、そうはなっていない。その場合に、しっかりと穴をふさごうと思つて、ルールをしつかりと守つてくれということをやります。こういった個別の対策に、個別の政策に関しては、残念ながらやはり当局と市場の追いつけつこのような点があるのかと思つています。この穴をふさいだら別の穴をまた見つけてくるというふうなところもある。そこは我々としてもつらいところではあります。が、やつぱりそこはやつていかなければいけない。

もう一つの方は、非常に根本的な問題として、やはり持ち株の放出、株式保有の放出、これを長期の銀行経営安定化の観点からやらなければいけない。それに関して幾つかの対策、政府もそうだし日銀もやつているわけですが、これに関してはもう少し長い目で評価をしていただかなければいけないと思つています。決してこれは効果を表していないということでは私はないのではないかとこのように思つております。今申し上げたように、幾つか違うデイメンションの政策があると思つていますので、そのような評価を是非賜りたいと思つています。

○峰崎直樹君 今、政府でも考えておられる、あるいは与党の側からも、例えば会計制度、例えば時価会計制度、これを、今、時価会計になつていくけれども、これはやめようかと、あるいは保

有不動産の時価会計、たしか二〇〇六年に導入するといふ、それをまた延期しようとか、いろんな制度を改正したといふものについて、いやちよつと、何というか、三月の決算に非常に悪影響を与えるからこれを元に戻して昔のままにしたらどうだろうなんて、そんな意見なども出始めているんですが、担当大臣、そこら辺はやはりそういうことをすることについてお考えがあるかどうか少しお聞きしたいし、また、株式保有機構の八%の手数を廃止したらどうか、いろんなものが出てくるんですが、そういうことに対してはどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 会計の基準に関しましては、これはもう言うまでもありませんけれども、やはりこれは我々の社会を支える極めて重要なインフラ、そのインフラの中でも最も基本的な部分を該当するものだと思つております。結局、そうしたインフラで透明性の高いシステムを作っていくことが、先ほどから申し上げているような市場のメカニズムをやはりしっかりと発揮させるために極めて重要なポイントであろうかと思つています。

日本の仕組みでは、これはやはり一般に広く社会で公正と認められる会計慣行であるべきだと。そういった基準作りにこれまででは企業会計審議会が重要な役割を担つてきましたし、今はその新しい民間で設立した基準機構が役割を担いつつあるということであろうと思つております。その意味では、やはり一般に広く社会で認められた慣行というものをきつちりと維持し守っていくのが我々の重要な務めであると思つております。

もちろん、これは社会全体の一種の総意のようなものでありますから、様々な議論があります。これは与党でも今いろいろ大所高所から御議論をいただいていると思つております。そのような幅広い議論に関しては、これは我々としても注視をしていきたいと思つております。

株式取得機構の八%云々等々の話がございましたけれども、これについてもいろいろこれまでの

国会の御審議の中で、国民負担の問題等々を含めていろいろと御議論をいたして今日のような制度になっているというふうな認識をしております。これは総理御自身が、いろいろ難しい問題はあるけれどもやはり王道を行くんだというふうにおっしゃっておられる。我々としても、やはり本来しつかりやるべきところをしつかりと守っている、場合によっては大胆、柔軟に対応しながらも基本線は外さないということが重要であろうかと思っております。

○峰崎直樹君 是非、基本線は外さないでいただきたいと思えます。

何か昔、ダチヨウが砂漠で、危険な相手が来たときに、ダチヨウが危険を見ないようにして砂の中に頭を潜っちゃうと。これで危険はないんだと思うけれども、実は危険はあるわけですね。何か、政府の、与党のやっているとしかることは、どうもダチヨウが頭の中に突っ込んで、砂の中に危険を見ないように見ないようにしようとしているという、そういう私は嫌いだがあるんではないかというふうに思いますので、是非その点だけ申し上げておきたいと思えます。

さて、もう残り二十分という短い時間で、今日は厚生労働省の方からも、それから国土交通省の方からお見えになっていただいておりますが、ちょっと気になることがあるんですね。

株価がこれだけ下落したと。銀行は、問題については絶えず私たちはあるんですけども、株価が八千円の大台を下落した、割っちゃったと。生保の問題、銀行の問題、それから、これは一体、今日の日経新聞にも載っておりますけれども、どのぐらいに金融機関にとっては、銀行や生保はどうなるのかなど。それから、非常に私心配しているのは年金のところなんです。特に企業年金ですね。これも会計制度が、いわゆる退職会計といいますが、名前、何と申しましたかね、会計制度変わりましたですね。要するに、たしか三階建ての部分のところで確定給付になっているところはどれだけ積み立てるのかということをめぐる

出てくるわけですが、そういう問題について一体どのような影響があるのかということについて、銀行、生保、これは大体もうこの三ヶ月は八千円の大台を割ると、期中平均にしますとね。ですから、ほぼ大体そのぐらいで、七千九百円か七千八百円か、その程度で出てくると思うんですが、そうすると銀行や生保は一体どれだけ影響あるのかね、それから年金運用、公的年金、それから企業年金の運用についてはどんな影響出るんだろうねと。この点、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○大臣政務官(渡辺具能君) 国内外の株式市場の下落によりまして、公的年金あるいは企業年金の運用の環境は大変厳しくなっております。

公的年金の積立金の運用状況ですけれども、平成十四年四月と、から九月末までの分を比べますと、その目減り分は二兆百十二億円となっております。九月末時点の日経平均は九千三百八十三円でありましたが、現在は八千円前後で推移しておりますので、十月以降、先ほど私が申し上げた以降、更に状況は厳しくなっている状況にあるというふうな考えられます。

それから、厚生年金基金の企業年金の積立金の運用部分におきましては、平成十三年度末時点で国内株式に約三割組み入れられておりまして、国内株式の市場環境が大変厳しい状況が踏まえまして、企業年金の積立金の運用状況も、先ほどの公的年金の方に劣らず大変厳しい状況にあるというふうには考えられます。

このように、この公的あるいは企業年金ともに大変厳しい運用状況にあるわけでございます。ですが、一時的な株価の変動のみで運用の評価、結果を論ずるのではなくて、私どもとしては長期的な視点でとらえていきたい、こういうふうな考えでおります。

○国務大臣(竹中平蔵君) 銀行、生保等々、いろいろな推測、推定、計測が民間のシンクタンク等々からも表明されておりますけれども、これは三月末に銀行が実際にどのぐらいの株式を持っている

のか、つまり銀行のポートフォリオが明確にならないとはつきりしたことは申し上げられない性格のものでございます。

ただ、いわゆる自己資本比率の低下等々への影響、これは非常に幾つかの大胆な仮定を置いていろんなアナリストもやっておりますけれども、各行の資本増強や債権流動化等々もありますので、現時点でその八%の水準に問題が生じるなどということは、これはないということでありまして。

また、生命保険会社についても、この株価の下落、もちろん影響は受けるわけでございますけれども、様々な経営努力の中で現時点で健全性に問題が生じることはないというふうに考えております。

○峰崎直樹君 そちらの方をまたやりたいんですが、ちょっと厚生省の方にお聞きしますがね。

今、先ほどちょっと二兆百十二億円というのは、公的年金の方での株式のいわゆる昨年の三月からこの九月までの間における欠損ですね。確認します。

○大臣政務官(渡辺具能君) 二兆百十二億円は公的年金部分の運用状況でございます、平成十四年四月と九月の……

○峰崎直樹君 四月からの半年ですね。

○大臣政務官(渡辺具能君) さようでございませう。

○峰崎直樹君 私は、ちょっとこういうデータ、あるいはあるかどうかなんです、このいわゆる三階建て部分の厚生年金基金、その扱いの中で、もう一部上場メーカは全部開示しているはずですから、その公的年金基金の、厚生年金基金の。そのいわゆる退職給付債務が幾らあつて、一部上場メーカでは幾らあつて、それから年金の資産がどのぐらいあつて、積立不足がどのぐらいあるのか。こういうデータで恐らく一番ちょっと心配しているのは、この一部上場メーカのこの積立不足というのが非常に深刻になってくるのではないかと、ますます。

ちよつとこういうデータを見てなるほどな

思ったんですが、そのときに、基金があつてその運用利回りが何%で回るかということ、ある企業は一%、ある企業は二%、ある企業は三%ということと運用利回りを決定するんですが、その運用利回りが高い企業ほど実は株価が下落しているんです。運用利回りが一%台はもう株価がある意味では非常に上昇しているというか、健全な会社なんです。要するに、自分のところの基金不足が、基金がある、それを何%で運用するかという利回りは勝手に付けていいんだけれども、しかしそのことは実は、その企業が非常にリスクを抱えているということなんです。後ろに年金局長おられるから、多分そういうことを御存じだろうと思えますが、そういう利回りが、運用利回り別に、一%台の企業何社、二%台何社、三%以上何社、そういうデータを出して、そのときの企業の固有な名は結構ですから、出してもらったらもういいんですけれども、そのときの株価の水準とか、そういうもののデータを今すぐ出るでしょうか。その点ちよつとお答えください。

○大臣政務官(渡辺具能君) 委員おっしゃいますように、確かに企業によって運用の仕方、あるいは目標も違つておりまして、その影響は企業ごとに違つております。

したがって、どの程度まで細かく、数も大変多いわけですから調べられるか分かりませんが、その辺についてはまた別途検討いたしまして、ある程度のが御報告できるようなであります。○峰崎直樹君 要するに、公開で出している株式会社は有価証券報告書総覧というのを出すんですよ。そこには必ずしもこれは開示しなきゃいかぬというのを書いてありますから、副大臣ですね、後ろに年金局長がおられるから、是非その一部上場メーカ、二部上場メーカ、そういう形でちよつと整理して出してもらえませんか。これは資料請求いたします、委員長。

○委員長(柳田稔君) 後日、理事会で協議いたします。

○峰崎直樹君 出せるか出せないかだけ、ちよつと。

○大臣政務官(渡辺具能君) 委員御指摘の点につきまして検討いたしましたので、報告できる状況にあれば、先ほども申し上げましたように、報告させていただきます。

○峰崎直樹君 ちよつともう時間があと五、六分という短い時間になったので、今度は、せっかく国土交通省からお見えになっていただいているので、道路特定財源問題との関係でお聞きしたいと思いますが、実は聞きたいことはたくさんあるんですけれども、その中で、もう余り時間ありませんので、今回道路特定財源とされていた、私は必ずしもそうでないと思うのですが、いわゆる本州四国架橋公団の赤字をこれで補てんをしていくということなんですが、この財源からその補てんをしていくという根拠というのはどこにあるんでしょうかね。

○副大臣(中馬弘毅君) 特殊法人の改革に政府が取り組んでいることは委員御承知のとおりでございます。その一つでもございます本四連絡公団、これにつきましての改革の一つとして今回のこのスキームが決まったわけでもございますが、本四公団でございますが、例えば平成十三年の収支状況を申し上げますと、管理費が二百四十九億円、そして、これを上回るもちろん収入は八百四十三億円あるんですけれども、利払いが二百五十億円、このように非常に大きなものになっております。それで当期の損失金が六百五十五億、こういうことで、損失金の累計損失は一兆一千億と、こういうことになっているわけですね。

といいますと、これから民営化論議も出ておりますけれども、幾ら努力しても過去のこの大きな債務で利益が上らないということになりますと、これは一つの独立した会計にもならない、努力のいかいもないということでございますから、努力をすれば報われる形、何とか利益が出るという、その努力のいかいがある形を作ろうじゃないかということ、今このスキームになったわけではござ

います。

このため、平成十四年の十二月十二日の政府・与党申合せにおきまして、本州四国連絡橋公団の有利子債務三・八兆円ございますが、この一部を切り離して、一・三兆円を切り離して、国の道路特定財源によってこれを早期に処理するとともに、国及び地方による出資、従来もやっておりますが、これを平成三十四年度まで十年間延長する、こういうスキームの下においてこれから努力すれば、何とかこの本四道路の適切な償還が可能というこのスキームになっているわけではございます。

そして同時に、これは料金の問題もありますが、料金の問題につきましては、従来二割引いておられますが、これを更に一割引いて、ETCのことはちよつと別にしまして、これをやるならば、何とか努力のいかいあつて、更に関係府県がこの四国の橋の通行量をどんどん増やしていくとかこういう努力をし、またもちろん公団自身も努力をして管理費を減らしていくならば十分に採算も出る、そういうようなスキームにこれをしたわけではございます。

○峰崎直樹君 いわゆるこれ道路公団の民営化委員会でもよく言われているのは、補てんをしていくというのはいいんですが、本当にこれ将来の見通しはどういう前提に立っているのかねと。また、この本州四国架橋公団の、将来そこはどのぐらいの人が利用するのかとか、そういう見通しですね、一番甘いと言われてきたのは、本当に大丈夫かなという疑問を持っています。けれども、もう時間ありませんから、あります。

それともう一つは、一千億円、たしか新しく民営化の答申等に出されていたことを一つつまみ食いして、いわゆる国が直接地方自治体の補助金を得て高速道路を建設しようというふうにされているんですけれども、これは率直に申し上げて、これはまた総理大臣に一回お話を聞きなさいいけないと思います、全体としての答申に対しては何もまだ態度を決めていなくて、これだけなせ先取り

していくのかという根拠というのはどこにあるんだろうかねというのを私は非常に疑問に思っています。

これは後でまた答えていただきたいんですが、時間がなくなつて、もう質問の時間が来よつているんで、どうしてもこれだけは聞いておきたいの

が一点、金融担当大臣にあります。それは生保の予定利率問題です。この生保の予定利率問題というのは、三月十四日の法案提出までのところには、予定利率を入れた預金保険法の、預金保険法じゃないですね、保険業法の改正は出てきません、きていませんが、これは今国会ではもう出さないと決めたんでしょうか。それとも、これからこの生保の予定利率については、その後また出すことはあり得べしということなんですか。この点の明確な答弁いただきたいと思いま

すし、意見として申し上げておきたいのは、もし、予定利率は去年から入れるの入れないのという議論があつて、どうも与党の方の側で入れるなというふうになつていて取りあへずは入れていないようですけれども、統一地方選挙が終わつたら入れますよと、こういうようなことになったんじゃ、我々は、そんな法律は駄目ですよ。

しっかりとしたセーフティーネットを作るんだつたら、いわゆる予定利率問題も重要だといつて入れなきゃいけないという判断をしているんだつたら、これは今私は入れて出すべきだというふうに思っておりますので、そのことに對してもよく答弁をしていただきたいということを申し上げます、多分この答弁言つたら時間が来ますので、終わらせていただきたいと思ひます。どうぞ、じゃ、国土交通副大臣。

○副大臣(中馬弘毅君) きつと今委員の方の御質問は、直轄方式で高速道路を一部やるということだと思ひます。

つまみ食いということではなくて、これは御承知かと思いますが、一万一千五百二十キロ、この高規格道路を造るということは六十二年に国会で法律として決まっております。そして、九千三百

四十二キロをまずはもう計画ができて着手しているわけではございますが、現在のところこれが約七千キロまでできております。

しかし、あと二千キロ、これはもう各地域からそれぞれ要望も強うございますし、ただ自分のところにステータスとして引いてくれというだけではなくて、いろんな緊急のときの対応とか、あるいはもつと自分たちの町を發展させるためにどうしてもこまでは高速道路を引いてくれという要望はありますし、それが一つの国の道路ネットワークをこれで形成するわけではございます。しかし、今言いました財源の問題で、到底それをすべて道路財源だけで、また一般財源も入れてやることは無理だということで、御承知のとおり民営化論議が今出ていることは現実でもございます。

しかし、その民営化にする場合、これと同じことでもございますが、努力してもどうしてもそういうところは採算に乗らなくて引けないところろは、やはり国が国の責任において、道路というのは正に国家の基礎的なインフラですから、そのことを、そのことを責任を持ってやっていくということ、地方の御協力も得まして直轄方式でやる、有料道路方式と直轄方式でやるという二本柱でこの日本の道路ネットワークを造っていくことに決めているわけではございます。

○国務大臣(竹中平蔵君) お尋ねの二点、手短にお答えさせていただきますが、以前も申し上げたと思ひますが、生保の問題に關しては本當に議論すべき論点が多いというふうに思っております。

我々としては、引き続きやはり幅広く勉強していかなければいけないというのが現状で私たちの立場でございます。多くの論点が存在するということを踏まえて幅広くこの問題については勉強をしておきたい。与党についてもいろんな御議論がなされているということでもあります、これはもう与党とも相談をしながら対応していきたいというふうに思っているところであります。

それと、もう一つのセーフティーネットではございますけれども、これは御承知のように本年三月

○峰崎直樹君　もう水掛け論ですから、このまま結構です。

○浜田卓二郎君　開戦、開戦間際かどうかまだ情報が確認できておりませんけれども、切迫した状況の中での質疑になったわけですが、最初に、これはどなたがお答えになるのかということですが、仮に戦争が起きた場合に、日本経済にど

か。これは、こうした問題にしっかりと対応するのが我々の重要な責務であると思っております。

まず、ちよつと御紹介いただきました、いわゆる専門家、特にアメリカを中心とする専門家であります。日本の専門家でもございます。それぞれどのようなインパクトがあるか。これはアメリカ経済のみならず、日本についてもどのようなインパクトがあるかというその試算は幾つかございまして、それに対する、そうしたものに對する取集は我々もしっかりとやっております。

結論は、これはもうよく御存じのように、やはり日本に對しても、戦争が短期間で終わった場合

そのようなことを先般も、安全保障会議の後で経済閣僚だけ総理に呼ばれまして、情報交換ととともに、そうした点を確認したところでございます。

○浜田卓二郎君 戦争は最悪の事態でありますけれども、同時に、不幸なことに我が国経済も、今、最悪といえますか、非常に微妙で危ない段階に入っているわけですから、我が国経済にとつてはもっと最悪のタイミングであるというふうに受け止めます。

特に、今、私どもこの委員会でも感じていられるわけでありまして、かつては金融も財政も一体になって議論をされ、かつ経済見通し等に

ごいいます。

その後、新聞等で興味深くフオーロしてまいりましたが、大臣は御発言はされた、しかしどうも各国の対応は必ずしも好意的ではなかったというような記事になつておりましたが、その辺りの経過について御報告いただければと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 先般のG7のときに各国の代表が、財務大臣でございいますが、世界経済についての認識を報告すること、それぞれ見方が違いますから報告すること、併せて自国の、自分の国の経済状況を報告するということが、そういうセッションがございいます。

その中で、私は、世界経済の問題にも触れられし中で、貿易の自由化、WTOが新しい、新ラウンドを考えているということは歓迎すると。ついで、WTOの精神で貿易の自由化が進んでいくとするならば、流通あるいは通貨、金融、こういう面も一層の自由化を進めるべきではないかと。それについて一つは、私は、貿易の自由化は進めるけれども、為替についての自由化が後れておるといふ国があると、一つは中国であると、こう名指しで私は申しました。そういうことがあるので、一層我々としてはそういう点については関心を持ってもらいたいと言ったんです。

ほかの国が冷静であつたということじゃございませんで、皆うなずいてはおりましたけれども、発言はございませんでした。けれども、ある世界的な金融機関でございますね、その専務理事さんは、そういう問題は確かに検討をしなければならぬ問題であるという発言がございまして、機会があればそういうことについての関心も持つべきであると、こういう発言があつたということでありまして。各国の財務大臣から直接の発言はございませんでしたが、これは否定もせずして、むしろ肯定の格好でございました。

○浜田卓二朗君 我が国は、戦後の特殊な歩みとその背景にあるというふうに思いますけれども、国益の主張について臆病なところがあります。しかし、政治がきちんと何が国民の利益であるかについて発言をし、それに対して対応していくということは責任だろというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、かつて円の切上げを米国が日本に迫ったときの、あの辺りの状況を考えますと、アメリカは大変国益については熱心な、しかも強力な主張をしてきたというふうに思います。もちろん、その主張で一時的にしか国益が守れないというところはあるかもしれませんが、でも、産業構造が変わっていくためには時間が必要なわけでありまして、我が国も今産業構造が変わりつつある、その中で出来事でありまして、企業、経営者がそういう変化に対応して新

しい産業構造、新しい雇用機会を作っているための時間を確保してあげるといふのは、これが政治の責任だと思ふんです。

十分の一、あるいは農村部においては二十分の一、さらにその奥地に行つては三十分の一とも言われているこの人件費格差を企業努力だけで克服せよといふのは、これは無理である。これはもう繰り返し申し上げてきたわけですが、やはり通貨調整によって競争条件を少しでも対等にしていくといふんです。競争できる環境にしていこうといふことで一定の時間を確保しつつ、その中で産業構造が変わっていくというふうには私は持っています。いくべきが政治の責任だといふふうに思っております。

ですから、どうか対中国で我が国だけが元の切上げを求めるといふことではなくて、WTOにも加盟をしているわけですから、世界の協調の中で元をフロートさせればいいわけですから、元とドルのベッグ制というのを断ち切れればいいわけでありまして、そういう方向で是非大臣には引き続き、臆せず御努力をいただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、竹中大臣に、いわゆる竹中流金融政策について、繰り返しになりますけれども、いよいよ本番に入ってきたという感じを受けておりますので、もう一度確切的な意味も含めて御質問を申し上げます。

まず、前回の臨時国会の中では明確な答弁をいただけていませんけれども、今、不良債権率が八%前後であると。これは金融検査を強化すれば一体何%になるのか知りませんけれども、これを二年間で半分にする、四%にする、この価値判断ですね。八%はなぜ悪いのか、四%は二年の中でどうしても実現すべき目標なのか、それだけの価値があるのか、その点についての御判断を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 前回の御質問のときも非常に重要な御指摘をいただいたと思っております。

基本的な目標といふんですか、政策が目指すところは、正に総理から御指示がありましたように、不良債権問題を終結させるようにということでありまして。現時点で不良債権問題がやはり終結してないといふのは、これはもう多くの人が認めるところであらうかと思ひます。問題を終結させるというのには、これは正に企業を含む、一般企業を含む日本全体のバランスシート調整がある程度進んで、企業に対しても金融機関に対しても金融システムに対しても多くの人が安心感を持てること、それが正に我々の目指すところでありまして。しかし、そういう目標で議論しているわけですが、そういう抽象的な目標だけではいけないのではないかと。やはり何か目指すべきところ、メルクマールのようなものが必要なのではないかという強い御議論も受けて、不良債権比率というものをひとつ取り上げて、これを半分にするということを目指そうといふふうにしたわけでございます。

どうしてこれが半分なのかと、どうして四割じゃないのかと、六割じゃないのかと聞かれましたら、これはちよつとお答えがなかなか難しいかと思ひます。ちよつと今、海外直接投資を総理は二倍にしようといふふうに言う。二倍にする、ないしは目標を半分にする、政策の目標の立て方としてはやはりこういうやり方が一つ考えられるのではないかなと思ひています。

問題は、しからばその四%というのがどのぐらいの実体的な意味を持つているのかということだと思ひます。我々としては四・五なのか三・五なのかということに対して判断は十分にできないわけでありまして、これは大きな目標でありますから、やはり半分。重要な点は、その四%というのが決してそんなにおかしくないところではないということとをどのようによ傍証で確認できるかということだと思ひます。

なかなかこういう経験、別に我々もしたことないわけでありまして、十分な傍証と言へるものがあるかどうか難しいのはありますけれども、幾つか申し上げさせていただきますと、アメリカ

が景気回復局面にありました九二年から九三年におけるアメリカの不良債権比率が大体三%台から四%台であつて、その当時はやはりそれなりの安定した状況であつたといふふうに考えられる。アメリカの例のスタンダード・アンド・プアーズ、S&Pを頼るのがいいかどうかという御議論はあろうかと思ひますが、彼らの分析で、その不良債権比率が三ないし四%になつても、彼らは今少し低いわけでありまして、それは三か四ぐらいに増えてもそれはコンフォタブルであると、問題ないといふような言い方をしているというの、一つの目安にはなるのかなと。

さらに、近いところでは韓国がかつて不良債権比率二%という非常に高い状況に直面したことがありますが、正に通貨危機のときであります。韓国はその比率を五%以下にするということを目指していた。二〇〇一年末にこれが四%台になつて、その比率、一応その不良債権問題に一応の区切りを付けたといふような評価がなされていると、そのように聞いております。

そうした観点からも、我々としては大きな目標としては半分にする。その結果としての四%程度というの、幾つかの傍証からも、それなりにやはり目標とするに値する水準なのではなからうかといふふうに思っております。

○浜田卓二朗君 私が言いたいことは、どういふときの四%であるかという問題はあつて、どういふすね。つまり、銀行中心に間接金融をやつてきた企業社会でありまして、景気が悪くなれば、当然銀行と相談をして、支払期限を少し延ばしてもらつたり返済条件を緩和してもらつたりということとは起きるわけですから、それはミクロの話ですけれども、それは今の金融検査によつて不良債権という認定を受けやすくなる。ですから、デフレ不況時の不良債権率といふのは、過去ずっと比較して見なければ分からないのでしようけれども、その好景気のときの不良債権率とはおのずから違つた面があるんだらうと思ふんですね。だから、好不況も全く無視をして四%が至上目

標になるという話であれば、それはおかしいです
よというふうには私は思わざるを得ないです。

それと、内容の問題に、まあ今の同じことであ
りますけれども、もうちょっと全体的な話で言
いますと、確かにバブル崩壊後、処理し切れないで
引きずってきている不良債権があることは事実で
すよね。だから、もう株価が額面を割って、早く
退散してもらった方がみんな安心だというよう
なところもあるでしょうし、大臣が言われるよう
に、生産性の低い分野から資金をできるだけ引き
揚げて成長性の高い分野に移していくべきだ、資
金の効率的配分ということですから、そういう観
点から整理しなければならぬ不良債権処理を急
ぐ、これは私も賛成です。

だけれども、そういう不良債権と、まあ、不良
債権という言葉は誠に失礼でありまして、企業に
してみれば、勝手に不良債権と皆さんが、我々も
含めて言ってしまうわけですが、これは生
きた企業の固まりですから、このデフレ不況の中
でどうしても条件変更、不良債権というプロセス
をたどらざるを得ない。でも、そういう企業はま
た景気が良くなれば売上げも回復して正常債権に
戻れるわけですから、そういう引きずっている
という認識の不良債権と、やはり一時的にこうい
う経済状況の中で生じた、生ぜざるを得ないと判
断できる不良債権と両方あるわけでありまして、
みそもくそもというのは言葉が悪過ぎますけれ
ども、これきちんと区別して考えてもらわないと、
私は事態はおかしな話になるぞと思うんですが、
これちゃんと量的に把握していられませんか。

○副大臣 伊藤達也君 お答えをさせていただきます
たいと思います。

先生のお話は、やはり経営の在り方というもの
をしつかり見て、それに対して対応していかな
ければいけないというお話だろうと思います。

私どもとしましては、不良債権処理を進めてい
く前提として、その債務者たる企業の実態とい
うものをやはり的確に把握をして、そして再建可

な企業については極力再生の方向で取り組んでい
くと、こういうことを金融機関の方々にも繰り返
し要請をいたしているところでございます。

ただ、先生御指摘のように、その不良債権を、
早期に処理すべきものと一時的に不良債権化して
いるだけのもの、これ二つに明確に区分をして、
さらに量的に把握するということは、これは大変
難しいことでございまして、私どもとしましては、
金融機関に対して、資産査定に当たりやはり債務
者企業の経営の実態というものをしっかりと見極め
て、そして対応していくということを促している
ところでございます。

○浜田卓二郎君 でありますから、八%を機械的
に四%にするという目標を、しかも二年という短
期間で達成しようという、そういう金融政策がよ
ろしいんですかと聞いているわけですよ。早く処
理するものは早く処理すべきですよ。それが四%
もあるんですか。そういう質問なんです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員のおっしゃる循環
的な、本当に景気が一時的に悪くなったから、そ
れによって何か債権の分類が変わる。これは本当
に、これはちょっと解釈の問題も入ってこようか
と思ひますが、一時的に悪くなっている会社に対
してはそれは実態的な判断をするというのが、こ
れは現状のやはりマニニアルにおける区分であ
ろうかと思ひます。その一時的というのをどのぐ
らいの長さで考えたらよいのかとか、これはやはり
今のうちに構造が変化している段階ではなかなか
難しい問題もあらうかと思ひます。

繰り返しになります。一時的に本当に悪く
なっているということであるならば、これは別に
分類が悪くなるということとは私はないというふう
に思ひますし、ないしは、もう少し構造的な要因
があるにしても、これはその部分を取り去ってや
れば再生可能であるということであるならば、こ
れは正にそのための再生機構も準備し、RCCの
中に再生のメカニズムも作成し、そういうことを
組み合わせることによって、私はやはり経済を活
性化していくということは十分に可能であらうか

と思ひます。

委員の御指摘は、数値目標ということがその場
合に一つの障壁になるのではないかとしような
御指摘かというふうにも思ひますが、そこは正に、
四%程度を目指すわけでありまして、これは正に、
循環的な中での、循環的な動きとは少し別のと
ころの構造として八を四のレベルにするというこ
とでありますので、その循環的なことに關する御
懸念に關しては、これは実態問題、政策の運営の
中で私たちは対処をしていくというふうにして
おります。

○浜田卓二郎君 幸か不幸か、日本のお役人さん
というのは大変優秀でまじめなんですよ。私も
かつて税務署長をやりました。愛される税務署長
などと言っていましたけれども、そんなことはあ
り得ないわけでありまして、末端は国税庁からの
通達を非常によく守りながら生まじめにやります
よ。金融検査官だって同じなんですよ。

だから、結局、その八%、四%、これは別に比
率そのものを私は云々するということじゃなくてそ
の精神をいうわけですから、一律にきつくと
して、しかも金融検査で洗い出せという号令が掛
かって不良債権というものを認定していく、そう
いう作業が生まじめな金融検査官によって、しか
も、竹中さんは大手銀行だけだとおっしゃるけれ
ども、大手銀行でそうやるということは、中小金
融機関についての金融検査でもそうやっていま
すよ。その結果何が起きているかといったら、貸
しはがし、貸し渋りなんというのはもう言い飽き
ましたけれども、要するに金融機関がリスクを取
らなくなっているという現象が起きているわけ
ですね。

私、こういう相談を受けましたよ。うらやまし
くてしょうがなかったんですけれども、支店長が
来ましてお金借りてくれと言ったそうです。そ
れで僕に相談がありまして、借りたらどうだろ
うかとおっしゃるから、じゃ預金している分だけ
借りておきなさいよと、いざとなったら自殺だ
んと言つて乱暴な話を申し上げたんですけれ

も、資金需要のないところに、もうかつてい
るに支店長が来て金借りてくれと言ふのはこれ
は、これは金融ではありせんよ。金融の本質は
リスクテークのはずですから、限界的なところで
貸してくれるか貸してくれないかに企業の生命線
を懸けてやっている企業に対して一体今の金融が
機能しているかどうか、そのところをきちん
と把握しておいてもらわないと経済なんて良くなり
ませんよ。私はそういうことを言いたいですよ。
それで、アメリカの例をよくおっしゃいますけ
れども、アメリカと日本は違うでしょう。やつぱ
り間接金融、直接金融の違いというのは私はある
と思うんですよ。エンロンのような事件が起
るのは、これは直接金融を非常に大事にする国だ
から起きるわけでしょう。みんな株式を気にしてい
る。それはなぜかという、リスクテーカーが投
資家だからですよ。社債を買う、株を買う、こ
れはリスクテークを、企業のリスクテークを投資
家がしているわけですよ。

日本の場合には金融機関がリスクテークをして
くれているんですから、だから不況のときはリス
クテーカーがこの不況に対応したリスクを取って
くれているから日本の企業社会というのは何と
かんとかしんどいときも頑張ってきた歴史を重
ねてきた。法人税を払えなくても従業員に給与を
払えば、従業員は所得税を払うんですから企業の
存在価値はあるんですよ。やはり雇用を継続して
いくということは、産業構造を変えろというの
と同じように大事ですよ。産業構造を変えろとい
う意味は、もうやっていけないなくなった、時代
に合わない、ニーズにこたえ切れなくなった産業
を変えていくという意味ですよ。それは必要で
すよ。だけれどもそうじゃなくて、赤字になっ
ても従業員に給与を払っている企業も大事に
してください。それはちゃんと所得税を通じて、あ
るいは事業税を通じて社会に貢献しているん
ですからね。

私は、このリスクテーカーが日本の企業社会か
ら消えてしまったら産業は成り立たないと。金融

機関が身ざれいになって体質強化がされる前に企業社会は崩壊をする。昨年の暮れも同じようなことを申し上げましたけれども、いよいよ竹中金融政策本番に入りつつあるわけですから、もう一度念を押して申し上げて、その生きた企業、社会というものを念頭に置いた金融政策を展開をしてくださるようお願いをして、一言御答弁をいただいて質問を終わります。

○国務大臣(竹中平蔵君) 浜田委員の御指摘、誠にものともだと思えます。十分肝に銘じてしっかりと行政をしたいと思えます。やはり本当にそのリスクを取れるような銀行になつてもらいたい。企業はリスクを取って投資をするわけです。しかし、それに融資をする銀行こそがある意味では社会の最後のリスクの引受手であつて、そのやはりの機能が果たしていないことが日本のやはり近年の最大の問題であるというふうに思えます。国債を買うのではなくてしっかりと目利きをして融資をしていただきたい。その意味では、決して自己資本の充実や資産査定だけではなくて、やはり正にこれはガバナンスの問題でございます。

今、リレーシヨシシバンキングについていろんな議論をしておりますけれども、そのリレーシヨシシバンキングにおけるガバナンス、これは特に中小企業、地方では重要だと思ひますので、何らか新しい仕組みがその中に入ってくるように専門家にもいろいろと御努力をいただいておりますので、御指摘を受けてしっかりとやらせていただきますと思ひます。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

私も浜田委員と同じ問題意識で竹中大臣に伺いたいと思ひますが、その前にちよつと大阪証券取引所の問題について一点、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

周知のとおり、昨年来、金融庁は大阪証券取引所に検査に入つています。昨日の日経新聞がこう書いています。大証の社長が、「大証の複数の関連会社に不明朗な経営実態があつた問題では「懲戒解雇も含めた処分をする」と述べた。」とい

うんですね。

今、検査中ですね。金融庁、ちよつと伺いたいんですが、この検査中、検査続行中にこういった行為が行われるとしますと、これは検査妨害に当たるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 三月十九日の日経新聞についてでございますけれども、大阪証券取引所に対しては金融庁と証券取引等監視委員会の合同の検査を御指摘のように実施しております。現在検査中でございます。これは個別の検査内容の話でありますので、コメントは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○池田幹幸君 いや、個別の問題ではありませんが、検査続行中にその当該事件に関与した人間を首切つちゃうと、検査続行できないでしょう、検査局は。そのことを言つています。

○国務大臣(竹中平蔵君) 大阪証券取引所において御指摘のような動きがあつたということは承知をしておりますが、いづれにしましても、金融庁としてはこれは適正な検査に努めているところでありますので、今続行中でありまして、内容についてコメントすることは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○池田幹幸君 これ、そんなことを言つていたんでは、何のために証券の民主化であるとか、透明性を高めるだとか、公正性を確保するだとか言つてくる意味がないじゃないですか。一般論としてもおかしいじゃないですか、検査中にこんなことやつちやつたら。そのことを私は伺つていますんですよ。

○国務大臣(竹中平蔵君) まあこれは何度か同じ答えで大変申し訳ありませんけれども、今検査の最中でございます。それについて個別の問題、内容についてコメントすることは差し控えたいと思ひます。

○池田幹幸君 私の言つてゐる意味はお分かりになつてゐるんですね。監督局長も見えてゐるからそちらの方から話していただいてもいいんですかね。

これは、本当かなと思つて、私、大証に問い合せてみました。照会してみました。事実でした。実際もう既に懲戒通知、懲戒処分通知が出されてゐる人が出てゐるんですね。で、結局これやりますと、異社長自身が受検者、検査を受けてゐる本人の一人、受検者の一人なんです。そうしますと、その出している内容も、彼自身が関係しておつた、彼自身の会社が関係していた個別オブシヨシヨシに携わつてゐた人に対する懲戒処分という形で出ているんで、これ、取りようによつては、本人が調べられて都合の悪いことを言われたら困るから首切つちゃうた、あるいは処分した、これはもう明らかな妨害じゃありませんか。そんな一般的事実を言えませんかと言つてゐる前に、現実、実際に調べて何らかの手を打ちますということが金融庁として、担当大臣としてなすべき答弁じゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはどういふ状況にあるのかということも含めて、これは正に非常に個別の問題であるというふうに思つております。今、その検査妨害の一見おそれがあるのではないかとこの御指摘がありましたが、そういうことも含めて正に今検査をしておりますので、その現場でこれは検査が責任を持つてなされてゐるというふうに考えております。そういう個別の問題について、したがひまして、検査中でありまして、コメントは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○池田幹幸君 それでは、これだけは何つておきましよう。新聞にも出た。金融庁も知つた。昨日私も指摘をしました。調べるべきだと言ひました。実際こういふことが起こつてゐるのかということについての調査ぐらひはしたんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは正に今検査中でありまして、何を調査しているかということも含めて、これはやはりそのコメントを今の段階ではできないと思つております。いづれにしても検査は独立をして、責任を持つてきちつと行つておりますので、その検査の現場で責任を持つて対応をさ

せているところでございます。

○池田幹幸君 そんなこと言つていたんでは、本当に何のための検査をやつてゐるのかと。検査やつてゐる最中にその受検者がこんな行動を起こしてゐると。一般的に言つてこういう行為は許されないんだと、そういう立場を表明する必要があるんじゃないですか。受検者がこんな行動起こしちゃ駄目だ。それは、監視委員会は少し追つかけていつて捜査権に近いものがあるけれども、検査局は辞められちゃうたらもう検査できないですよ、それ。そんなこと指くわえて見ているんですか、あなたは。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、委員、報道に基づいていろいろおつしやつておられますけれども、その事実関係を含めて、これ正に今検査をしているところで、合同で検査をしているところでありまして、これはしっかりと検査をさせたいと思つております。

○池田幹幸君 事実検査の件、実際これはもう報道されて、私自身、ちよつともう電話一本掛けただけで、私自身、もう通知が出しているということについて、その通知書のコピーまで私もらひましたよ、もう既に。あなた持っていますか、それ。持っていますか。そんなことすらやらないでしやう、あなたは。なめられますよ、そんなことやつたら。それで何が事実関係の検査ですか。新聞に報道されて、何にもしない。ちゃんと検査していただきます。何にもしなかつたんでしやう。したんですか、そのところは。

○国務大臣(竹中平蔵君) 検査というのは独立して行つたところで大変大きな意味がございます。例えば、検査の途中で我々大臣なり副大臣なりがその者に対して圧力を掛けるというようになことに對しては、別の面から、別に圧力を掛けるという意味でおつしやつてゐるわけではないと思ひますが、そういうことはむしろ排すべきであるというやうな御指摘も我々は頻りに受け止めます。

検査は責任を持つて、独立して、しかしその事実の解明に当たつては今全力を尽くしてやつてお

りますので、その検査の結果を待つて我々として
も対応を考えるべきであるというふうに思いま
す。

○池田幹幸君 厳正な検査がやられるべきだと、
そのとおりだと思います。それをやる上にも、こ
のような妨害行為が起これば直ちにそれを阻止
するといった気構えがなければいかぬ。万一そう
いうことがあれば、そういったことについては、妨
害行為が行われるようなことがあればちゃんと措
置するんだと、そして本当に厳正に検査できるよ
うにするんだと、そのことぐらいは答弁できるん
じゃありませんか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 現場において事実関係
も含めて検査をしております。必要な策があれば、
当然のことながら我々としては対応を取るつもり
でございます。今正に検査中でありまして、そ
れについての検査結果を待ちたいと思っております。

○池田幹幸君 それじゃ、新生銀行の問題につ
いて伺いたいと思います。

米投資ファンドのリップルウッドが十億円で新
生銀行を買収したと。それから三年がたちまし
た。二月末で瑕疵担保特約の最後の基準日が過ぎ
たわけですね。投資ファンドに買収されました新
生銀行が一体日本の金融界に何をもちたしている
のかということをお見たいと思うんです。

竹中大臣は、以前、私このことで質問したとき
に、新生銀行について質問したときに、新生銀行
は新しいビジネスモデルを追求しているんだとい
うことでもかなり持ち上げた答弁をしておられたわ
けですが、その新しいモデル、ビジネスモデルと
いうのがいいのか悪いのかということについて今
日はちょっと質問していきたいと思うんです。

まず、瑕疵担保特約なんです。二月末までの
瑕疵担保特約に基づく買戻し債権の件数、それか
ら簿価、簿価額、買戻し総額、これは今どうなっ
ておりますか。

○政府参考人(五味廣文君) 瑕疵担保特約は、新
生銀行に引き継がれました債権で、瑕疵があつて

かつ二割以上の減価が認められるという二つの要
件を満たす場合に、この債権の譲渡について解除
をする権利を有するという性格のものでございま
す。

二月末というお話ですが、申し訳ございません、
一月末までしか今集計値がないんですが、一月末
現在の累計で、預金保険機構が瑕疵担保条項に基
づき新生銀行から買収した債権、件数で二百六
十八件、債権額で九千二百八十二億円、支払額で
六千二百五十億円でございます。

○池田幹幸君 二百六十八件ですか。
○政府参考人(五味廣文君) 件数は二百六十八件
でございます。

○池田幹幸君 さっきお話があったように、債権
が二割以上毀損した場合に買戻すということに
なっているわけですが、そうすると、六千
二百五十億の二割、少なくとも二割は新たな国民
負担となるというふうに考えられますか。

○政府参考人(五味廣文君) この瑕疵担保条項に
基づきまして預金保険機構が買収しました債権
につきましては、その回収をRCCに預金保険機
構から委託をいたしまして回収がこれから行われ
ることになります。

したがって、この買収額そのものが国民
負担ということではございませんで、回収がどれ
だけできるかということとの関係で国民負担が最
終的に決まってくるという仕組みでございます。

○池田幹幸君 RCCに送って、言わば別の言葉
で言えば一時塩漬けにされると思いますか、そ
ういったものだということに思うんです。

瑕疵担保特約による買戻し請求があつたものの
うち、預金保険機構がそれは駄目だと、そんなも
の買戻し条件に合わないということと同意しな
かった、拒絶したという件数はどれぐらいありま
すか。

○政府参考人(五味廣文君) 今の不同意、いわゆ
る不同意案件の件数というお尋ねなんです。こ
れは、新生銀行から解除権の通知が行く、そして
それが同意するかしないかというのは、先ほどの

二つの要件を預金保険機構で精査をしていくとい
うことですので、契約上同意できないという返事
が行くことは当然あるような仕組みになっている
んですけれども、この同意がまだしていない段階
であるとか通知の段階であるとかいった、こう
いった段階での件数、金額というのは、預金保険
機構とそれから民間事業者である新生銀行との間
の契約に基づくやり取りがなされている途中とい
うことでありますので、その件数をお示しするとい
うのが適切でないということで、従来から、誠
に申し訳ないんですが、この件数は御容赦をいた
だいていただきたいと思います。

○池田幹幸君 お配りした資料、お配りしていま
すね、資料の一を見ていただきたんですが、こ
れはごらんのとおり新生銀行の内部文書なんです
。対外厳秘という形で書かれておりますが、
昨年の秋、法人戦略本部というのがあるんですが、
その戦略本部の会議で配付されたものなんです。

これによりまして、二〇〇二年三月末の基準日
までの分で、四十九件がリジェクト、要するに拒
否、買戻し拒否ですね。拒否されております。未
回収だということですね。この内部資料は、これ
らの不同意先について新生銀行がどう扱うかと、
どう扱うかということをもう指示する、そういう
文書なんです。最終目標は、ここに書かれており
ますように、確定済みだというふうに書かれてあ
りますね。早期に回収する、確定済みだ。一つ
一つの案件について、いつ、いつまでに回収する
かということとは確定しておる。

もうリジェクトする以上、これは新生銀行に当
然その案件については、その債権者については新
生銀行が面倒を見るべきだと、そういうものなん
だという考え方の下にこれは拒絶したんだという
ふうに思うんですね。要するに、新生銀行に取引
を続けさせないか、そういうものじゃないか、な
いでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) この譲渡契約におき
まして、二割以上の減価あるいは瑕疵があるとい
うことが定められておりまして、こうした要件に

当たるか当たらないかという、言わば回収を適資
産としたという判断が間違っていたかどうかとい
うことで、預金保険機構の方で回収した方がそれ
は契約の趣旨からいって当然の債権であるのか、
あるいは新生銀行の方の判断で回収をするのかど
うするかを経営判断で決めていただくべき債権
であるのかということを決めるということで、リ
ジェクトをしたから必ずこれは回収に回してはい
けない話なんだという趣旨ではないというふうに
考えます。

瑕疵があるということ、適という判定の根拠が
実は真実でなくなってしまうと、減価は
しているけれども二割に達していないとか、ある
いはその原因が新生銀行の方の責めに帰すべき理
由でそういう減価なり何なりが起ったんだとい
うようなケース、こういうようなケースは新生銀
行にお返しをして、そちらでどうするかは決めて
くださいと、こういう趣旨であるというふうに理
解をいたしまして、必ずしも一概に、すべて回収
に回すのが適切だとかこの預金保険機構、あ、失礼、
面倒見続けるのが適当だというふうに預金保険機
構が判断をしたという、こういう仕組みの契約に
はなっております。

○池田幹幸君 拒絶するということは、少なくと
ももう買戻してRCCに回すんじゃないんだ
と、少なくともこれももう少し面倒見るべきじゃな
いかという精神があるからこそ拒絶するんだと思
うんですね。すぐあなたのとこだけで回収しな
さいということじゃないと私は思いますよ。事実、
この文書をこちらになつたら分かりますように、
まず早期に回収するという目標を立てるわけだけ
れども、竹中大臣、見ていただきたいと思うんだ
が、その上で再度買戻しを請求したり、それから
ほかの金融機関による肩代わりなども積極的に行
うということになっているんです。

そうしますと、瑕疵担保特約に基づいて買戻
してRCCに送られる、そういう債権者も地獄
ですけれども、この新生銀行に残って、リジェク
トされたことによつて残って、残った債権者に

とつても今度は大変な地獄を味わう、すぐに回収されるわけですから。そういうことはこれはまずいんじゃないかと。

元々の瑕疵担保特約という契約が一体何を目的としてやられたか。これは二〇〇〇年の段階で論議されて、もう本当に何度も何度もやられたことですから当然大臣も御承知のとおりだと思いますけれども、瑕疵担保特約をこういう形で設けたのは何のためだったか。改めてちよつと言つてください。短くていいです。一言でいいですから。

○政府参考人(五味廣文君) 瑕疵担保といいますが、二次ロスが生じた場合の負担をどうするかというところが、旧日本長期信用銀行の譲渡に際しまして、それに応じた様々な方たちから要望として出ております。この譲渡先選定の過程で、国民負担をできるだけ抑制をして、かつそれは、そのためにはできるだけ早く譲渡をする必要があるということもございまして、そのための二次ロス対策ということで瑕疵担保条項というのが設定された、二次ロス対策ということでございます。

○池田幹幸君 そうですよ。そうしますと、瑕疵担保特約で買戻すと。買戻した債権の価値が、時がたつて下がれば下がるほど国民負担が増えるわけですね。それであつちやいかにぬということもあつて、当時の説明なんです、こういう説明してましたね。原則三年間保有し続けてくれ、その間は急激な回収はしない、そのための反対条件としてこの瑕疵担保条約、瑕疵担保特約ということをするんだと。リップルウッドの方から提起されて、それを瑕疵担保特約のむに当たつて、それじゃ反対条件として、原則三年間保有し続けて、急激な回収はしないと。そういう説明が、これは二〇〇〇年の二月の衆議院大蔵委員会での答弁です。当時の再生委員会の森事務局長がそういう答弁をしているんですね。

ところが、ここに表れているのは、結局は、買戻してくれなかったらどどん早期に回収するんだと、そういうことじゃないですか。三年間なんて待ちやしないんですよ。もうこれ回収する時

期は決めているという形で、どどん回収していかうということになっていきますね。これじゃ一体、じゃ、その反対条件として結んだ瑕疵担保条約、全然もう踏みにはじられてるんじゃないやしませんか。

○政府参考人(五味廣文君) 回収するかどうかはその新生銀行の方の御判断なんです、この貸出し関連資産の継続保有に関連をいたしましては、クロージングから三年間は新生長銀に以下のような基本方針で融資の管理を行わせるということで、特段の事情のない限り貸出し関連資産を売却せず、急激な回収を行わず、かつ、借換え、季節資金等当該債務者の適切な資金需要に応ずる、これが契約上の考え方になって、第十一条になりまして、けれども、そういう考え方になっておりますが、この場合におきましても、債務者の保護の趣旨に反しないような形でローンパティシペーションですとか証券化、あるいは急激な回収とか借換え資金需要に応ずるといふような点につきましても、こうした場合であつても、回収を行わない場合、あるいは借換え等に応ずる場合、そういうふうな判断をした場合に、新生の長銀に損害が発生するということが合理的に予見できる場合、こういう場合というのが、特段の事情のない限りという場合の特段の事情に当たるといふようなことが述べられております。やはりこれは経営判断の問題ではないかと思ひます。

○池田幹幸君 後で何おうと思つておつた株式売買契約第十一条のことについて触れたわけですね。けれども、これについてはちよつと時間が余りありませんのでちよつとおいておきたいと思ひます。

ともかく、拒否をしてもすぐ回収に回すということではないんだという、そういう解釈をしてもらえるようだけれども、じゃ、当の新生銀行がどういうやり方しているかということを見てそのことはおつちやつた方がいいだらうと思ふんですよ。

瑕疵担保特約による買戻し資金ですね、これを

含めると、長銀とそれからその後誕生した新生銀行、それに対して既に七兆六千億円を超える公的資金をもう使うことになるんですね。そうしますと、その新生銀行というのは当然、国民経済的に有益なそういった行動を取つてもらわなければいけないんだけれども、しかしあの有名なその倒産の引き金を引いたということがありました。その後もマイカル、第一ホテル、ファーストクレジットの破綻劇を演出してきたということで悪評が立っていることはもう御承知のとおりです。ね。

それだけじゃないんです。八城社長が二〇〇〇年から二〇〇一年にかけてあつちこつちの雑誌や新聞で言つておられることがあるんですね。だけれども、何度も言つておられることなんです。彼は言つておられるんですが、要するに数百社に上るリストを作つて回収に入るんだと。私から言えば一斉に貸しはがしに入つたということです。その中には銀行の自己査定で要注意先としたところまで含めております。要注意先は、これはもう注意が必要だということであつても不良債権ではありません。この要注意先から回収するというこの新生銀行のやり方ですね、これはもう取引先は震え上がったわけですね、それね。もう皆さんよく御承知のことろだと思ひます。この新生銀行の回収のやり方は、まとめて言ひますとこういうことですね。返還期日の来る短期融資の借換えには応じられない、それから金利引上げをのんでいただくか、あるいは元利一括返済をお願いしたい、こういうふううに営業マンが迫るわけですね。

期日が来たのだから返せというの、これは当然のうに見えらるんですね。しかし日本の慣行として、大体一年程度の短期借換え、これを繰り返していくわけですね。ロールオーバーと言ふそうです。これは日本の金融慣行になつていくわけですね。これを無視して、突然一方的に返せ、借換えには応じない、こういうことになりまして、もう優良企業といえども当然これは返すことできない、全額返済なんて到底できない。こ

れはもう答弁要りません。これは、だれでもそれは理解できることだと思ふんですね。

そこで、資料の2を見ていただきたいんですが、これは新生銀行の経営健全化計画履行状況報告書、ここから抜粋したものです。これでいきますと、新生銀行は0Aから1Aと、9Eまででランク付けがあります。そして、9Aが自己査定における要注意先で、9Bが自己査定における管理先となつております。これはしたがって、9A以上はこれは不良債権じゃないということになります。ところが新生銀行は、この要注意先、9Aに属する要注意先を回収の対象としているわけです。これ、こんな要注意先をどどん回収していくということについて、竹中大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつとこの資料の性格等々読み切れておりませんが、これは報告書から直接抜粋されたということなんでございましょうか。

これは正に個別の経営判断の問題ではありますけれども、基本的に銀行というのは、そこに融資をするということによって引き続き金利を得て良い資産運用ができるというところに關しては、これは大切にしては行かなくてはならないというふうな思ひます。正に個別の話でありますのでちよつとお答へのしやうがなかなかないのでありますけれども、私は、正に銀行のガバナンス、経営ガバナンスを発揮するように銀行には要請しておりますし、そういう中では、良い取引先に関しては、引き続き銀行は非常に大切に取扱つていふものであるというふううに認識をしております。

○池田幹幸君 これは当たり前ですよ、良い取引先大事にする。だけれども、一時的に経営おかしくなつてきていふと、そういうところを援助して経営を安定させるために協力するのが銀行の役目でもあるんですよ。危なくなつたらすぐ回収に入ると。不良債権に自らランク付けしてはいない要注意先、そういうところまで回収に掛かつていくという、これはもう六百社からランクアップ

してやるやり方というのは正にそれでしよう。そんなやり方ってありますか。

まさかそんなことしないだろうというふうな顔しておられるんで、私は、そこでもう一つ、時間もありませんから資料を紹介しておきたいと思うんです。

これはお配りしませんでしたでしたが、同じ法人戦略本部に信用ランクの5、6先に係る説明会というのがやられておりまして、5、6先というのは、今の資料2で見ていただいたら分かりますように、これはもう正常債権です。これ、自ら新生銀行がランクしている正常債権です。その正常債権の5、6先に対してどういったことをやらなければいかぬのかということがこの文書で触れられているんですけれどもね。

こういうことを言っているんですね。5、6先ランクのリダクションプログラムというのをやる。リダクションですから、あれですね、縮小ですか。要するに貸出しを縮小していくということです。要するに、正常先、5、6ランクですから正常先の貸出し資産なんですけれども、これを圧縮するプログラムなんです。別の私の言葉で言わせれば正常先に対する貸しはがしプログラムと言っているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、こんな正常先から貸しはがす計画なんというのを銀行内で作っていること自身が私はもうけしからぬと。

その文書をちょっともう時間ありませんから紹介だけしておきますが、新生銀行の二〇〇二年四月二十六日の文書です。お調べになったら分かります。対外厳秘とやっぱりなっています。メモしておいて後で調べてみてください。正常先に対する貸しはがしの基本的な手口が書かれてあります。

まず、回収の期限を、二〇〇二年十二月末、この四月の時点です。十二月末に決めるんです。そして、資産売却、ほかの銀行などの肩代わりなどをまず迫る。それができない場合は、最長二、三か月の準備期間を与えた上で、ロールの停止、

要するに借換えですね、ロールの停止もやむを得ないと、そうするわけです。結局、今さっき言った借換え拒否の手口ですよ、ここでもこれやるわけですよ。

そして、さらにこう言っているんですね。上期中、六月末です。上期中に実現可能な対応策に係る合意を得たい。対応策の実現可能性が認められない場合には、上期終了前であっても、短期ロールができなくなる可能性があります。言って交渉しろ。そして、それをやる際に悪いようなわさが立たないように細心の注意を払うと、こうなっている。やっていることが、もう自覚してやっているんですよ、これね、自覚して。いいことやっているんじゃないんですよ。自覚して、国民経済的に見れば悪いこと、新生銀行から見れば、自分のところはそのような形でできるだけ損をかぶらないようにするということなんだから、いいことなんだでしょうけれども、それは国民経済から見たら駄目でしょう。そしてまた、公的資金を使って新生銀行、これを足さされた。その政府の目的からいってもおかしいじゃないですか。

事実、これまた私今日お示ししたいと思ったんですが、時間がなくなってきたので紹介だけしておきたいと思っておりますけれども、やっぱり健全化計画履行状況報告書の中にあるんですけれども、これは二〇〇一年に業務改善命令を受けています、新生銀行。それは中小企業に対する貸出し減らしているから駄目だと、増やさないとい。ところが、それを受けた後もまた減らしているというところがこの報告書からも分かるわけです。

これを放置しておいたら、金融庁は私なめられっ放しだと思っております。このやり方を今また、非常に不幸なことに、この新生銀行のやり方をほかのビッグ4もまね始めたじゃないですか、貸しはがしのやり口。こんなことを許してきたから大手銀行まで同じことをやり始めているんですよ。なめられっ放しじゃ駄目だということを申し上げて、もう時間参りましたので、一言、担当大臣、竹中大臣の答弁、決意のほどを聞かせていただきます。

たいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の御指摘、ちょっと独自に入手された資料に基づいてということでありますので、我々としてはちょっと事実関係の確認のしようがないのでありますが、基本的には銀行にきちっとやらせろよという御趣旨であらうかと思っております。

その思いは同じでありますので、そこは正にないめられないようにということでありますから、こはしつかりとやりたいと思います。

○委員長(柳田稔君) 午前の質疑はこの程度にどめ、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後四時四分開会

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

午後、質疑を予定されていた各質疑者から質疑を取りやめる旨の申出があり、所信に対する質疑は終了することといたします。

○委員長(柳田稔君) 平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正二郎君) ただいま議題となりました平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十五年度予算については、活力ある社会・経済の実現に向けた予算配分の重点化・効率化、予算執行調査の結果等を活用した経費の節減やコ

ストの見直しなどを行うことにより、歳出改革を一層推進することとし、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成十四年度を下回る水準といたしました。

しかしながら、引き続き歳入と歳出の差が多額に上るため、財政法の規定による公債のほか、三十兆二百五十億円の特例公債を発行せざるを得ない状況にあります。

本法法律案は、こうした厳しい財政事情の下、平成十五年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十五年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとしております。

第二に、租税収入等の実績に応じて、特例公債の発行額をできる限り縮減するため、平成十六年六月三十日まで特例公債の発行を行うことができることとし、あわせて、同年四月一日以後発行される特例公債に係る収入は、平成十五年度所属の歳入とすること等としております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、国税に関する制度全般にわたり所要の措置を講ずるため、本法法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法人税について、我が国産業の競争力強化のため、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び情報通信機器等に係る投資促進税制を創設するほか、中小企業技術基盤強化税制の拡充等を行うこととしております。

第二に、相続税、贈与税について、次世代への資産移転の円滑化に資するため相続時精算課税制度を創設するほか、税率構造の見直し等を行うこととしております。

第三に、金融・証券税制について、貯蓄から投資への改革に資するため、上場株式の配当及び譲渡所得等に対する税率を軽減する特例制度の創設、上場株式の配当所得に係る申告不要制度の拡充等を行うこととしております。

第四に、土地・住宅税制について、土地の有効利用の促進に資するため、不動産に係る登録免許税の負担の軽減を図るほか、税率格差の是正など同税の全般的な見直しを行うこととしております。

第五に、所得税について、人的控除の簡素化等の観点から、配偶者控除に上乘せして適用される部分の配偶者特別控除を廃止することとしております。

第六に、消費税に対する信頼性、透明性を向上させるため、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限の引下げ等の改正を行うほか、消費税の額を含めた価格表示の義務付けを行うこととしております。

その他、酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引上げなどの措置を講ずるほか、既存の特例措置の整理合理化を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特例措置について、その適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（柳田稔君） 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十一分散会